

公益社団法人大阪介護支援専門員協会 費用弁償規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人大阪介護支援専門員協会（以下「本会」という。）費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(費用額)

第2条 本会は、理事、委員、協力員及び会長が必要と認めた者等が会務にたずさわった時の弁償する費用を次のとおり定める。

(1) 事業協力員協力費

①理事：予算の範囲内で、半日＝3,500円以内、全日＝7,000円以内

②会員：予算の範囲内で、半日＝3,500円以内、全日＝7,000円以内

ただし、開催日が土曜日、日曜日、祝祭日等に該当するときは、予算の範囲内で、125%を上限として増額することができる。（いずれも源泉徴収税込み金額）

2 事業協力員の交通費は、実費とする

(講師謝礼等)

第3条 講師謝礼及び交通費（理事又は会員が講師である場合も準じる）は、予算の範囲内で、大阪府介護支援専門員養成研修に準じた額（源泉徴収税込み）とする。なお、非会員講師で前泊後泊が必要な場合は、実費とする。

(会議費)

第4条 会議費は、予算の範囲内で、1回当たり、2,000円以内（源泉徴収税込み、交通費は別）とする。ただし、開催日が土曜日、日曜日、祝日等に該当するときは、予算の範囲内で、125%を上限として増額することができる。

(自宅協力費)

第5条 自宅協力費は、自宅または所属事業所において、文書作成、データ入力等の研修事業等に関する協力作業を行った場合は、実情を考慮して、予算の範囲内に準じる。

(講師等要請による派遣)

第6条 講師等要請による派遣は、派遣先の事情により、講師料、交通費が支給されない場合は、予算の範囲内に準じる。

(協議)

第7条 この規則によりがたい事項の支給については、その都度理事会がその額を定める。

附 則

本規則は、公益法人の設立の登記の日平成26年4月1日から施行する。